

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年3月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400247号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400050号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成28年9月23日は59万6,000円、平成29年9月22日は60万1,000円に訂正することが必要である。

平成28年9月23日及び平成29年9月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年9月23日及び平成29年9月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年9月23日

② 平成29年9月22日

請求期間にA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成28年9月23日及び平成29年9月22日に係る賞与明細書、賞与支給控除一覧表、条件検索仕訳一覧、平成28年及び平成29年給与所得に対する源泉徴収簿、課税庁から提出された平成28年分及び平成29年分給与支払報告書(以下、併せて「賞与明細書等」という。)並びに同社の回答によると、請求者は、同社から請求期間①は66万円、請求期間②は67万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は66万円、請求期間②は67万円)の支払を受け、請求期間①は59万6,000円、請求期間②は60万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は5万4,160円、請求期間②は5万4,980円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は 59 万 6,000 円、請求期間②は 60 万 1,000 円とすることが必要である。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書においては、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役又は経理や社会保険事務に係る担当者であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響を持っていたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A社の履歴事項全部証明書により、請求者は請求期間において、同社の取締役であったことが確認できる上、同社は、請求者が社会保険事務及び給与・経理の責任者であった旨回答している。

しかしながら、A社は、請求者が、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の提出を失念した上、厚生年金保険料を徴収する権利に時効がないと誤認していたため、当該期間に係る保険料の支払いが不能となった旨回答している。

また、請求者は、業務多忙により職務を怠ったことが原因で賞与支払届が未提出となっている期間が分からなくなってしまうため、自ら年金事務所に対し賞与支払届に係る相談をした旨陳述しており、その後速やかに事業所一括の年金記録訂正請求の手続を進めていることがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、A社は社会保険料の滞納事業所となっていないことが確認できる。

これらのことから、請求期間の賞与については、意図的に届出を行っていなかったものではないと考えられ、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400283号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400051号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成28年9月23日は77万7,000円、平成29年9月22日は78万1,000円に訂正することが必要である。

平成28年9月23日及び平成29年9月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年9月23日及び平成29年9月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年9月23日

② 平成29年9月22日

請求期間にA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成28年9月23日及び平成29年9月22日に係る賞与明細書、賞与支給控除一覧表、条件検索仕訳一覧、平成28年及び平成29年給与所得に対する源泉徴収簿、課税庁から提出された平成28年分及び平成29年分給与支払報告書(以下、併せて「賞与明細書等」という。)並びに同社の回答によると、請求者は、同社から請求期間①は86万円、請求期間②は87万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は86万円、請求期間②は87万円)の支払を受け、請求期間①は77万7,000円、請求期間②は78万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は7万572円、請求期間②は7万1,392円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は 77 万 7,000 円、請求期間②は 78 万 1,000 円とすることが必要である。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書においては、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役等であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響を持っていたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A社の履歴事項全部証明書により、請求者は同社の代表取締役であることが確認できるものの、請求期間当時、A社の給与・経理事務責任者であった元取締役（以下「元取締役」という。）の陳述及び同社の回答によると、請求者の担当業務は主に営業及び顧客対応であって、社会保険関係の事務や経理には直接関わっていないとしている。

また、請求期間当時、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されていなかった原因について、A社は、元取締役が失念した旨回答している。

さらに、オンライン記録において、A社は社会保険料の滞納事業所となっていないことが確認できる。

これらのことから、請求期間の賞与については、代表取締役である請求者が意図的に届出を行っていなかったものではないと考えられ、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。